

FUJI FIRE DEPT.

FFD

SHIZUOKA

住宅用火災警報器 取付支援実施中!!



事業内容

- 住宅用火災警報器の取付け又は取替えが困難な世帯を対象に、消防職員が自宅訪問し、取付支援を行います。



対象世帯

- 65歳以上で構成されている世帯
- 消防長が支援する必要があると認める世帯



詳しくはコチラ

10年経ったら交換しましょう



消防職員が住宅用火災警報器の
取付け等の支援を行っています

お気軽に消防本部予防課又はお近くの消防署へ御相談ください。

予防課: 0545-55-2859

中央消防署: 0545-51-0119

西消防署: 0545-63-7000